

第6章 日本の開発協力政策の役割 - 予備的考察

渡辺 松男

1. はじめに

2001年9月11日の米国における同時多発テロとそれに対するアメリカを中心とするアフガニスタンでの軍事行動を契機に、アジアのイスラム諸国では大規模な反米及びそれを支持する自国政府に対する反発や抗議行動、あるいは暴動、略奪行為が発生した。突発的なことではあったが、インドネシア、マカッサルにある唯一の外国公館である日本の総領事館前でも10月9日、日本の「対米追従姿勢」を批判するデモが発生した。またこれらの国には国際テロリストネットワークとつながるイスラム過激派勢力が存在し、その中にはパキスタンのように、政治体制の転覆を図るグループも活動していることが広く知られるようになった。全世界の人口の20パーセントを占めるイスラム教徒を多く抱えるアジア諸国が、社会的不安定化の危険性にも直面していることは、今後の国際政治への影響の点からも看過できない問題を含むものと見られる。

こうした状況の中、国際社会は、テロとの闘いとして米国、英国による軍事行動と共に、様々な取り組みを進めている。国連では、9・11テロの翌日に安保理決議を採択し、テロを非難し国際的平和及び安全に対する脅威と認めるとともに、テロ根絶に向けたテロ資金対策に関する具体的措置を全ての国連加盟国に履行を義務づけた安保理決議を同月28日に採択した。また同月19日のG8首脳声明においてテロ防止関連条約の実施等を全ての国に要請されるなど、国際テロ対策の一層の強化に向け様々なレベルでフォローアップが行われている。

ではアジアのイスラム諸国において発生している社会的不安をどのように捉え、今後これを抑制するためにいかなる方策が必要とされ、さらにその中で我が国はいかなる支援ができるのであろうか。

第1章から5章では、各国のこれまでの政治・社会的背景を踏まえたイスラム勢力の分析がなされた。そこで明らかになったのは、社会不安の原因は、単にイスラム過激派の問題ではなく、国家の統治あり方に問題があるということである。米イスラム学者ハムザ・ユスフは、9.11テロ一連の事件を「イスラムは、怒りの言説、狂気のレトリックにハイジャックされた。」と断じている(Goldberg, 2001)。これをアジアの文脈に照らせば、イスラム過激派勢力が、国家が機能不全に陥っている状況を利用し、一般の穏健なムスリムを煽動し社会を揺さぶっている状況が浮かび上がってくる。

とすると、イスラム過激派勢力の浸透や社会不安の問題は、国際政治・安全保障上の問題だけ

ではなく、開発の観点からも大きな課題となり得る。すなわちガバナンス、汚職や富の不正な偏在、教育・福祉サービスの欠落、社会的疎外などの問題を包括的に考える必要がある。本章では以上の問題意識を踏まえ、具体的な提言を含む協力策を議論したい。本章の構成は以下のとおり。第2節では前章までの分析を踏まえ、アジアのイスラム諸国の社会的不安定の要因を確認する。まず広義の紛争の要因を途上国一般の状況から解き、次にアジアイスラム諸国に共通する不安定要因を論じる。第3節では、1990年代から国際機関などで研究されている紛争予防、平和構築の枠組みを概観し、本稿の目的であるイスラム社会を対象とした協力策の位置づけを確認する。そして第4節では、イスラム社会に対する協力策を考える上で必要な視点を述べ、分野別の具体的提言を以って結論とする。

2. 問題の所在 - アジアイスラム諸国における不安定要因

(1) 途上国一般にみられる紛争の要因

東西冷戦の終結とともに国家間の戦争が減少する一方、国内の紛争が特に途上国において多発している。これに対し、国連などの国際機関を含む国際社会で紛争予防、平和構築の枠組みが研究されている。我が国も2000年7月に、紛争と開発に関する包括的取り組みである「アクション・フロム・ジャパン」を打ち出している（外務省,2000）。

経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Cooperation and Development）の開発援助委員会（DAC：Development Assistance Committee）は1997年に「紛争、平和及び開発協力に関するガイドライン」を採択し、その補遺に2001年に合意した（高橋,2001 a；高橋,2001 b；OECD,2001）。このガイドラインでは、紛争が起こる多様な要因を、「構造的要因」と「引き金要因」に大別している。前者には暴力的紛争につながる潜在的情勢を生み出すものとして、人口過密、富の偏在、政治・経済活動への参加機会の不平等、資源を巡る利権の集中、他民族社会などの社会構成の問題、グループ間の対立の歴史、暴力の遺産などが挙げられる。特に社会経済構造のパターン（例：国家を支配し、富、教育、地位へのアクセスを占有する政治的グループが存在するような階級社会、あるいはそのようなパトロン - クライアント関係が存在する社会）で、紛争が生じる危険性が高い。後者の「引き金要因」は、対立を暴力的紛争にエスカレートさせるもので、急激な経済の停滞、軍隊など政権のコントロール機能の変化、政府の権力や特権へのアクセスといった権力の内部分配構造の変化、武器の流入、近隣諸国などの介入、ヒトや資本の大量移動、社会経済的格差の拡大、民族や宗教など他の差異の搾取がその例とされる（注1）。

途上国の紛争を類型化する試みとして、高橋（2001 b）は、セキュリティ・コミュニティ、共同体スペース、資源の争奪という三つの力学の存在を指摘している。は、1648年のウエストファリア条約以来の主権国家体系の前提であるナショナル・セキュリティが、市場グローバ

リゼーションによって変革されつつあるとしている。これは一方で多国籍企業が国境を超えた生産・販売ネットワークを（多くの場合先進国同士の間で）構築している状況を見れば理解できるだろう。そこでは各国の政治・経済・社会の安定が自国のそれと不可分になる、つまり先進国が一つのセキュリティ・コミュニティに集約される。他方、多くの途上国では、グローバル化の流れに取り残され（周縁化：マージナライゼーション）国家のウェイトが収縮するなか、民族、宗教、大家族、カースト、あるいは利益集団を基盤として、国家の内部に複数のコミュニティが形成されつつある、つまり国家とセキュリティ・コミュニティの間に亀裂が生じていることを意味する。

独立後40年、50年を経過した途上国の多くは、政治体制、経済活動、社会構造のいずれも未成熟であり、国民国家の形成に必ずしも成功していない。ここに国家という「スペース」と伝統的な共同体社会という「スペース」との間に乖離が生じている。この乖離を克服するような指導者に恵まれた国は稀であり、多くの場合単なる独裁政権、あるいは脆弱な社会とそれに起因する内戦の悪循環を繰り返している。

1973年のオイルショック以降、世界経済と天然資源の間には、二つの異なるベクトルが観察される。一つは一次産品の国際価格の下落（原油など）であり、もうひとつはグローバル化による企業の資源獲得競争の激化によって、脆弱な国家がこの競争ゲームの格好の対象となっていることである。1970年代の資源ナショナリズムにより、その管理権は途上国側に大幅に移転されたが、特に1990年代以降、逆の現象、例えば国内でダイヤモンド、銅など鉱物資源をめぐる紛争と国際的な競争が結びつき、先進国企業側が資源のイニシアティブを握るケースが多く見られる。また近年では、東南アジアにおいて森林、水、土地をめぐるローカルな紛争が拡大する可能性も指摘されている。

(2) アジアのイスラム諸国の社会的不安定の要因

9.11テロ事件とアフガニスタンでの軍事行動への反応によって注目を集めることとなったアジアのイスラム諸国の社会的不安定については、第1章から5章で詳細な分析がなされた。本章ではこれらを踏まえ、具体的な開発協力策を模索するステップとして、アジアイスラム諸国に共通する問題を確認する。

(a) 構造：煽動される一般のイスラム教徒

イスラム教徒は全世界の人口の約2割を占めるが、このすべてがアル・カイダのような所謂イスラム過激派組織ではない。重要なことは、イスラム過激派と一般の穏健なイスラム教徒を明確に区別することである。前者には、イスラム法の支配による社会を実現するというイデオロギー的側面、及び現在の資本主義によって「墮落した」経済社会システムを覆すという実存的な側面

が存在する(注2)。これらは国際的なテロ集団のネットワークを形成し、国際テロの主体となり、あるいはそれぞれの国内で世俗的な政府を転覆せしめんと、イスラムの言説を使い民衆(後者)を煽動し、社会的な不安定を誘う。

ではなぜ一般の穏健なイスラム教徒は、過激派勢力に煽動されてしまうのか。イスラム過激派を生む政治社会状況は、前章までで述べられたように国によって状況は異なる。また、9.11テロ後に各国で発生した大規模なデモは、基本的にはそれぞれの国内状況を反映したものである。さはさりながら、下記に述べる点を共通項としてイスラム諸国では民衆の不満が鬱積しており、これをイスラム過激派が汲み取って利用することは留意すべきである。

(イ) 世俗倫理に対する不信：政治家・指導者の汚職、売春など

多くの途上国の民衆には、国内で不正な収奪・賄賂の横行などが行われているという認識が存在する。政治腐敗などによる不当な富の偏在により「西欧の価値によって墮落させられた」富裕層がイスラムの道徳的規準を逸脱して奢侈にはしることは、抑制のない物質主義や強欲を否定するイスラムの倫理体系に合致せず、大衆の疎外感を増幅させる(宮田,2000)。また、これが却って倫理体系の強いイスラムの宗教倫理に人々を向かわせ、その帰結としてイスラム主義の高まりとなってあらわれている。

(ロ) 富の不当な偏在

上記(イ)でも挙げた不当な分配、不正蓄財などが、社会的平等を説くイスラムの宗教理念に反し、民衆の反発を醸成している。過去30年間、東南アジア諸国は「東アジアの奇跡」と表現された著しい経済発展を遂げたが、その一方で、必ずしも国の経済成長の果実が貧困層・地域に落ちてきていない。ここで重要なのは、社会的不安定の原因は、絶対的な貧困のレベルというよりは、むしろ国内での富の不当な偏在にある(松本,2002)。

(ハ) 国家への不信

上記(イ)、(ロ)の問題は、なべて国家に対する信頼の欠如、国家の正当性に対する疑問を反映している。第1章でも述べられたように、一般に、イスラム過激派が勢力を増すのは国民国家の建設に失敗したところに起こる場合が多い(第2節(1)参照)。政治指導者層の腐敗に加え、信頼できる警察による生命、財産の保障や、教育・保健など国民が等しく享受すべき国家のサービスが行き届かず、公正な分配が行われていない等のことから、国に対する不信が醸成される。

(二) 反米感情：パレスチナ問題と1997年アジア金融危機

9.11後発生した反米デモは、根底にはパレスチナ問題への米政府の対応への反発と、パレスチ

ナのイスラム教徒に対する同情がある（Chomsky, 2001；重富, 2001）。これはイスラム勢力がネットワークで動くと共に、従来アジア諸国からイスラム学を修めるためにアラブへ留学するものが多く、アラブ等他のイスラム諸国の情報がアジア地域に多く流れ込む構造がある（後藤, 1998）。これが同じイスラム教徒（ウンマ共同体の一員：下記囲み参照）としての共感を形成することに貢献している。アジアのイスラム勢力を考える際、アラブの動向も考慮に入れる必要がある。

もうひとつ反米感情の高まりを説明するものに、1997年のアジア金融が挙げられる。東南アジア各国はタイの通貨暴落から派生した金融危機で経済に大きなダメージを受けた。この対策として（アメリカ政府の意向が強く反映されていると理解されている）IMFが緊急融資の条件として課した緊縮財政政策によって、経済がさらに収縮し人々の生活に大きなダメージを与えた経緯がある。また、通貨の安定や緊急の際IMFよりも緩い条件で融資することを目的とした「アジア版IMF」構想が、米国の消極的な姿勢が一因で頓挫したことなども対米感情を悪化させている原因となっている（岡本, 2002）。

ウンマ（イスラム共同体）

イスラムの概念では、ムハマンドを神が遣わした預言者の一人であると認め、その教えに従う信徒たちが共同体を形成する。この共同体の単位を「ウンマ」と呼んでいる。このウンマは「民族」、「国家」よりも広い意味での共同体を示す概念として捉えられている。このウンマにおいては、イスラム法（シャリーア）に則り、精神的な結束のみならず日常すべての生活規範をともしする人々の結束が強化されるとしている。しかし現実においては、世俗の国家が多数存在しウンマが分断されており、逆にそのような国家間の関係を越えた同胞意識がイスラム教徒には存在する（畑中, 2001）。

以上いくつかの問題点が抽出された。ここで明らかになったのは、アジアのイスラム諸国は他の途上国と同様の困難に直面しているということである。国民国家の建設が必ずしも成功したとはいえないなかで、国民が等しく享受すべき国家のサービスが担保されていない、国の富が不当に分配され、政治的・経済的活動へ参加する機会が与えられておらず、国家と地域住民の間に亀裂が生じている（注3）。他方、社会的不正を正すことを世俗的な倫理に期待できず、イスラムの倫理体系にそれを求める動きが生じ、イスラム過激派がイスラムの言説を利用して民衆の不満及びパレスチナへの同情と反米感情をすくい上げ、社会的不安を煽るという構図が存在する。

ではこのような構造にいかに取り組みべきか、そして我が国の開発協力によっていかなる支援が可能であるかという問いに次節以下論点を進める。ただしここで一点だけ指摘しておきたい。穏健なイスラム教徒である一般大衆が過激派の煽動にのせられる要因と、イスラム過激派が発生・伸長する要因を区別する必要がある。前者は先に述べたとおりであるが、後者については「経

済・社会的要因からのみ説明することはできない．．．彼らの思想、次いでその文化的背景の理解が必要」である（中田,2002：160）^(注4)。この思想・文化的背景については本章の範疇を超えているのでここでは論じないが、イスラム社会の不安定に対する支援策を考える際、この両者には異なるアプローチをそれぞれ採る必要があることに留意されたい。

3．紛争予防の開発協力の枠組み

このセクションでは、紛争予防の一般的な枠組みとその中の特定の個別事項について概観し、本稿が対象とするイスラム過激派勢力への対処が、どのような位置にあるのか確認する。同時に、第4節で論じる我が国の具体的な支援策への応用の可能性を探るための材料とする。

前節で触れたOECDなどが紛争予防の開発援助に関するガイドラインを作成するような動きは、内戦や地域紛争の和平協定後の作業が膨大で、かつ難民の保護などの緊急人道支援と長期の開発課題とのギャップが大きい事が認識されたこと、また 和平協定後に、平和構築及び経済・社会開発へとスムーズに移行するケースがほとんどなく、依然として紛争に再突入するのをかろうじて留まっている状態に過ぎない、つまり紛争再発の予防が重要な課題であることが明らかになったことによる。このガイドラインは紛争予防において、紛争当事者間の「対立を管理できる社会の能力を強化する」ために、民主主義、法の支配の促進などを開発援助の役割と位置づけている（OECD,2001）。

我が国においても国際協力事業団（JICA）などが、上記国際機関、他ドナー諸国と共同で同様の研究を行っている（JICA,2001 a；2001 b；2001 c；2001 d）。これは、紛争予防、和解、復興支援のプロセスを網羅する全体的なアプローチとして平和構築を捉え、従来の軍事（例：多国籍軍、国連PKF）、及び政治（例：国連PKO、予防外交、早期警戒、和解調停、武器規制）分野と共に、長期的な平和を達成しようとするものである。

具体的には、開発援助として、以下の三分野へのアプローチ及び個別支援が挙げられている（アフガニスタンの現状を想定すれば、具体的イメージが得られるであろう）。しかし中には、政治・経済・社会のあり方の根幹に関わる事項も含まれており、紛争当事国の諸制度（institution）や文化・歴史を無視しドナー側の価値観を一方向的に押し付けてしまう危険性は常につきまとうことから、慎重に対応する必要がある。

(1) 人道緊急支援：紛争中及び終結直後の緊急期

- ・ 難民・国内避難民支援（食料、生活物資、シェルター建設、緊急医療、給水）
- ・ 紛争当事国、周辺国への緊急援助

(2) 復興・開発支援：紛争終結後

- ・ 難民・国内避難民帰還（登録・移送、住宅建設、行方不明者の捜索）
- ・ 食料の保障（農業生産性向上、流通システムの整備、価格安定化）
- ・ 基礎インフラ整備（住宅、保健医療施設、電気・水道などのライフライン）
- ・ 教育（施設・制度の整備、教師の研修、教材作成・配布）
- ・ 保健医療
- ・ 対人地雷除去・被災者支援
- ・ 経済社会サービス（マクロ経済政策策定、市場経済化支援、貿易制度の整備）
- ・ インフラ整備（道路、橋梁、通信施設など）
- ・ 産業振興（技術開発・普及、投資環境の整備、中小企業支援、職業訓練・雇用創出）

(3) 紛争予防及び再発予防

- ・ 安全保障部門（軍・警察・司法制度）の整備、早期警報（注5）
- ・ 武器回収・動員解除・兵士の社会復帰
- ・ 小型武器規制
- ・ 平和教育
- ・ 行政制度の整備（法整備、政府機構整備、政策策定支援）
- ・ 選挙支援（選挙制度、選挙監視、選挙結果の履行）
- ・ 民主化支援（政党育成、行政官の研修、市民社会の育成）
- ・ 人権擁護（人権教育、マイノリティの保護）
- ・ メディア支援（自由な報道のための体制整備とモニタリング、メディアの能力向上）
- ・ 貧困削減
- ・ 経済の適正配分

また上記に加え、横断的な課題として、ガバナンス支援、紛争の影響を受けた子供への支援、紛争当事者間の融和のための支援が挙げられる（注6）。

紛争予防のためには、個人・社会集団の対立の要因を抑制する、またそれらの対立を暴力的紛争へ発展させず、長期的に解消するメカニズムの構築が必要との観点から、上記のように広範な分野での諸策が必要であると考えられている。この文脈での支援の例としては、我が国のパレスチナ暫定自治政府に対する直接支援（及び国際機関を通じての支援）が挙げられる。このなかには医療・教育機材供与、病院・小学校建設等の基礎生活分野、道路整備、機材供与等のインフラ整備等の社会資本分野に対するもの、及び人造りへの協力として、パレスチナ暫定自治政府の行政能

力向上のため、職業訓練分野や行政分野での研修員の受入などが含まれている（外務省,2001）。

では、アジアイスラム諸国の社会的不安定を抑制するための開発協力は、どのような位置づけになるのか。第2節の最後に述べたように、イスラム主義、イスラム過激派の発生要因と、一般のムスリムが煽動される要因に照らせば、上記の諸策は に対するものであろう。への対応については、イスラム過激派の活動を直接的に抑制するもの（例えば既に国際社会が取り組んでいる、武力による攻撃や取締り、資金供給ルートの遮断など）に加え、前述のとおり彼らの文化的、歴史的背景に踏み込む必要がある。しかしこの分野は、必ずしも政府間の開発協力のスキームになじむものではない。つまり本稿のターゲットは、必然的に に対するものが主となり、そのような諸施策が成果をあげるならば、結果としてイスラム過激派の封じ込めに資すると考えられる。

4．イスラム社会への支援

これまで述べられてきた点を踏まえて、当セクションでは開発協力政策を提言する。最初に、イスラム社会への協力策を策定する上で留意しておくべき点を総論として確認する。その上で分野別に具体策を述べる。最後に他の国によるイスラム勢力、社会への対策を、参考として挙げる。

(1) イスラム社会への支援の考え方

(a) 国によって異なる状況と共通の問題：ガバナンスの問題

前述のとおり、アジアイスラム諸国で発生したデモ・略奪・暴力行為などの社会的不安定は、それぞれの国内事情を反映しており、またイスラム主義勢力の「温度差」も国によって異なる。パキスタンのイスラム過激派勢力は、国家体制を転覆しイスラム国家を作ることまで視野に入れているが、その他の調査対象国のイスラム勢力のそうした意図に果たしてどの程度現実性があるかは疑問がある（第1章参照）。従って国によって開発協力の具体的ターゲット・アプローチはそれぞれに異なるのであり、対象国内情勢の詳細かつ継続的な分析を行い得る体制を整えなければならない。また我が国にとっても、的を射た協力策を書くうえでもそのような体制を相手国との協力で作り上げる必要がある。

だがいずれの国においても共通の問題が存在することは第2節で述べたとおりである。それは世俗倫理や政治家の汚職への不信であり、極端かつ不当な経済的格差に対する不満であり、国家が本来国民に提供するサービスを行っていない、すなわちガバナンスの問題に帰結する（注7）。重要なことは、ただガバナンスを向上させるといっても、単に複数政党制の導入や地方分権を指すのではない。ここで求められているのは、いかにイスラムの文脈で社会的公正を実現するかという視点であり、場合によっては、そのような社会的公正を実現する意志と能力を欠く世俗政権

ではなく、むしろ規範を保持するイスラム主義への支援を視野に入れることも、社会の安定のためには有効であると考えられる。

ザカートとサダカ

イスラム社会に援助を行う際、「ザカート」と「サダカ」（いずれも「喜捨」と訳される）についての理解が不可欠である。喜捨はウンマ（イスラム共同体）において、同胞意識を高め共同体社会の安定と結束の強化する相互扶助の行為であり、一般に前者は義務として定められており、後者は善意で行われると解されている（畑中,2001）。ザカートはイスラムの信仰的義務（五行）の一つで、困窮者、寡婦、孤児などを助けることを本来の目的とし、神が資産に対して課税するという意味合いが含まれている。

一方サダカは任意の援助であり、匿名で、かつ受け取る者の人格を傷つけないような配慮がなされるべきであるとされている。このサダカを含めイスラムでは、金銭的援助は神からの授かりものであり、援助を直接相手に返す必要があるとは考えない（むしろ自分より貧しい者へさらに援助すべきと考える）。

このようなイスラム社会への援助を行う場合、畑中（前掲）は、イスラム諸国に対しては我が国の意思・動機が何であるかを明確にしておく必要性を指摘している。その上で（国際機関を通じた間接的な方法ではなく）直接受け手側との事前協議を十分に行った上で、相手との人的関係に基づいた援助を行うのが望ましいとしている。これは第一に、中東諸国を初めとするイスラム社会は、国連などの国際機関はアメリカの主導で行われているとの理解があり、多国間の枠組みによる活動に対し懐疑的である。また同時に、（他の一般的な援助にもいえるが）実際に援助活動を行う国・機関に対して強い認識や感謝を寄せることはあっても、資金を拠出した国には総じて関心の度合いが低い。これは、サダカは直接行うのを良しとする考え方の影響もあると考えられる。また第二に、イスラム世界では、全く人的関係がない者の間での援助外交は十分理解されない場合が多々あることから、そのような関係を構築し「近親者」として援助を行うことが、実効性と我が国との以後の関係の面から望ましいとしている。

(b) 国家の機能不全

紛争と開発をめぐる問題において、地域間格差の是正、公平性の確保の問題は既に広く認識されている。第2節で言及した「アクション・フロム・ジャパン」、及び国別援助方針（外務省,2002 a ; 2002 b）などに、援助の重点分野として反映されている。インドネシアを例にとると、アチエの独立運動は、石油が産出されるのに地元民は経済的に潤わないことが住民の不満を募らせ、ここにイスラムの言説をまとって過激派が浸透するという構図がある。これは第一義的には国家が、例えば地方への交付金などの形で、所得の移転を低所得の地方へ図るべきものである（注8）。

しかし、97年来の経済低迷で財政的余裕がない国に対しては、国家の機能不全を補完する援助として、地元民に直接裨益する開発協力プロジェクトが必要だろう。

また教育、福祉などの社会分野でも政府のサービスが行き渡らず、イスラム団体が自発的にこれを補っているという政策的欠陥がある(松本,2002)。政府と補完関係にあるこのような団体の中には、反政府的なスタンスを取る団体もある。そのようなイスラム団体を我が国が直接支援するのは難しいのならば、NGOを通じた協力策がありえるのではないか。また、我が国が両者の対話の場を提供することも考えられる。

ODAとの関連で、Subianto(2002)は、過去のODAは必ずしも一般の貧困層に効率的、効果的に届いておらず、また政府の汚職にドナー側が厳しい態度をとらず腐敗した政権を結果的に助長したと指摘する。他方、経済成長とそれが可能にした教育レベルの向上、また一般の人々が得られる情報量が増え、民主主義への意識が高まった。これにより、被援助国政府の不正によりODAが正当に民衆に届いていないこと、及び腐敗した政権に対する不満、批判が出やすい状況にある。この点を援助国側は認識し、支援策の決定過程に反映させつつ、援助についての情報を一般に届くように配慮することが求められる。

(2) 具体的支援分野と問題点

(a) 教育分野

第1章から5章まですべての調査対象国のケースで教育の重要性が指摘され、開発協力の重点分野として挙げられている。特に第3章で述べられた通り、イスラム勢力は、穏健、過激派双方とも教育機関をその基盤としている。例えばパキスタン(第2章)では、マドラサ(イスラム学院)においてはそれを運営するウラマー(イスラム学者)が学生たちの精神領域を支配し、生徒の思想や社会問題の認識に強い影響力を及ぼす。

これは国家が(果たすべき)教育サービスを提供できておらず、イスラム団体がこれを補完する構図があり、またそのため世俗(公)教育が行き渡らない状態がある(注9)。加えて、1997年の金融危機以来、アジア諸国では長引く経済停滞の影響による財政が逼迫し、教育部門の拡充がいっそう困難になっている。イスラム過激派勢力を封じ込め、また教育を通じてムスリムが政治・経済・社会システムへ民主的な参加を促し、アジアのイスラム社会の長期的な安定を達成するためには、この分野への支援は不可欠である。

(イ) 宗教教育と世俗教育

では教育分野にどのような支援が可能か?一つは宗教(イスラム)教育と世俗(公)教育のギャップを埋めることである。第4章で指摘されたように、世俗教育(公教育)はムスリム文化を排除していると理解され、イスラム教育はムスリムの文化的および宗教的需要にこたえてはい

るがそれが公教育システムと分断されているため、イスラム教育を修了した者の経済・政治・法システムへの参加は限定されている。

これを改革しようとする動きが例えばフィリピンのマドラサで行われている「バック・トゥ・バック (back to back)」教育である。従来、マドラサなどイスラム教育機関にて行われてきたものは、(アラビア語による)イスラム学の分野に限定され、(極端な例ではコーランの暗誦に終始)、卒業しても一般の企業に就職したり、あるいは上級レベルへ進学する機会が閉ざされていた。バック・トゥ・バックはこのイスラム教育機関の従来のカリキュラムに加え、世俗教育のカリキュラムの編入、公用語あるいは英語での授業を実施するものである。これによりムスリムの文化的・宗教的実現を達成しつつ、より上級レベルへの進学の手助けを、あるいは非ムスリムコミュニティとのコミュニケーションを促進するもので、ムスリムの社会・経済活動への参加や地位の向上に貢献すると考えられる。

このような試みはフィリピンだけではなく、インドネシアでも穏健なイスラム教育団体が宗教教育と世俗教育を組み合わせたものを行っている例もある。その担い手はマドラサやフィリピン南ラナオ州におけるオンピア党であり、インドネシアではムハマディア、ナフダトゥール・ウラマーのようなイスラム社会教育団体などが挙げられる。

しかしこれらの試みは、必ずしも好条件に恵まれているわけではない。一般の教育機関が直面する問題と同様に、教科書(英語教育、現代数学など)、コンピュータ、その他(自動車などの移動手段を含む)機材、公教育を担当できる教師やそれを雇用する資金など、教育インフラが著しく不足している不足しており、この分野への支援の可能性が考えられる。

(八) 教育機関のモニタリング

このバック・トゥ・バック的な教育を支援する上でまず必要なことは、教育機関の調査である。宗教学校の教育内容や政治的姿勢は千差万別であり、特に宗教学校における世俗教育の質やそれを支える人材や資金には差が大きく、現時点では政府の担当省ですらどのような宗教教育が、どのような規模で、誰によって、どこで、どの程度の生徒に対し、どのようなカリキュラム・予算を使って行われているか、全体像を把握できていない場合が多い。

このようなことから、我が国と現地の研究者あるいは政府組織と協力し、宗教教育の実態を把握し、さらにカリキュラムの充実、教師や教科書の質の向上を支援することが可能となる。ただし注意すべき点は、単なる資金援助は受け手国側の能力がボトルネックとなる場合が想定され、実効性に疑問が残る。ゆえに現地カウンターパートとして誰と組むか、また教育機関の評価基準をいかに現地の事情を反映した有効なものとするかなどのモニタリングシステム全体の整備が前提となることを指摘しておきたい。

(b) NGO、他援助機関との協力

このような役割を担うと期待されるのが、我が国及び相手国側のNGOである。NGOとの協力のメリットは、教育に限らず幅広い分野で既に広く認識されている。従来の公的援助が、受け手側国内での配分方法や行政能力の問題から、必ずしも援助を必要とする層に届いていなかった問題がある。また、前述の教育・福祉分野で活動する宗教団体が政府と協調的な政治姿勢でない場合、政府間の直接援助の対象としては難しいこともある。地域住民が直接裨益するようなきめ細かい援助を実施するには、民間団体との連携は本稿の文脈でも有効な手段である。

しかし我が国のNGO、あるいは現地のカウンターパートとなる民間団体双方とも能力の問題がある(注10)。後者については、例えばインドネシアでは、特に1997年のスハルト政権崩壊後、NGOを標榜する団体が雨後タケノコの如く出現し、評価が出来ない状態である(Subianto, 2002)。現地カウンターパートの評価は前項でも触れたが、この解決策の一可能性として、現地駐在のドナー機関(JICA、USAID、GTZなど)が現地NGOについて、分野別の優秀な団体のリストアップなどの情報を共有する仕組みが出来ないだろうか(注11)。

(c) インフラ部門

インフラの分野では、インドネシアならば、海上交通の整備が考えられる。インドネシアの経済発展から取り残された島々では、主要な島に比べただでさえ所得レベルが低い上に、海上交通の未発達により輸送コストがかかり、全ての物資が高価格である。海上交通手段の整備は、従来社会的、経済的に疎外されてきた層を取り込む、あるいはそのような活動に参加する機会を提供し、彼らの厚生を高めることに貢献すると期待されるが、国の財政支出の優先順位と必ずしも一致せず、これまで放置されてきた。

また遠隔地、離島で情報から閉ざされた民衆の疎外感を緩和し、国民としての一体感を醸成する、すなわち国民国家形成のための一助とするために、テレビ・ラジオなどのメディアへの支援、また情報の受ける側だけではなく、情報の発信、発言の機会を提供するという観点から、低コストの情報通信システムを導入することも協力策として検討の余地がある。

これらの協力策は、必ずしもイスラム主義への直接の対抗措置ではない。しかし国内の極端な格差からくる不満を過激派勢力がすくい上げ社会不安を煽るという構造が存在し、あるいはそのような離島が(情報・交通の便の悪さで政府の管理が行き届かないために)過激派の活動拠点となる可能性も否定できない。以上を考慮すれば、国の経済発展の「実」を地方に還元し、そのような格差の是正に貢献することを通じて、イスラム過激派の浸透を食い止めることに資すると考えられる。

(d) イスラム勢力のモニタリング支援と今後の支援戦略策定

イスラム過激派勢力への直接的な対応策として、モニタリング体制の整備が前章で指摘されている。このような勢力は国内だけでなく、緊密な国際的ネットワークの上で活動しており、団体・メンバーのリスト作成、入出国、銀行口座・その他金融取引、日々の活動のモニタリングや監視は、他国のイスラムネットワークとの鎖を断ち切るという観点からも必要とされる。

このなかで我が国の協力策は、事柄の性質上範囲が限定される。また調査対象団体の対日感情を刺激する可能性を考慮すれば、我が国が前面に出ることなく、例えば入出国管理のIT化、システムの一元化などに対する支援などが考えられる

また、過激派勢力のモニタリングに留まらず、今後の「オーダーメイド」の支援戦略策定に資するという観点から、日本人の地域研究、宗教・イスラム学、教育学、社会学領域の専門家を、国立イスラム大学などの機関へ常駐させる（例えばJICA専門家のようなスキーム）ことも考えられる。これによって集められた情報と分析を使い、我が国として今後何ができるか具体的な方策・ターゲットを見出すことができるのではないかと。

(e) 対話機会の提供

我が国のニュートラルな立場を活かし当事者の参加・賛同を得やすい支援策として、国内各勢力間での対話の機会の提供が挙げられる。第5章で、マレーシアのPASや、インドネシアの正義党、フィリピンのMILFなどの指導者を日本に招聘し、東南アジアのイスラム政治勢力の思想と実態を討議するクローズドセッションのワークショップを開催することが提案された。

インドネシアでは、前スハルト政権下でイスラムの政治活動を禁止し、宗教指導者の逮捕・弾圧が行われた。この政策は、単にイスラム勢力の活動を地下に潜らせる結果になったとの指摘がある（Murphy, 2002 a）。このような勢力に発言の機会を提供し、再度「地上に引き上げる」努力が求められる。

フィリピンでは、アブ・サヤフは民衆の支持を得ていないものの、MILFに対しては、人口の8%を占めるミンダナオ地域のイスラム教徒の間では、その政治的・経済的権利のために正当な闘いを行っている、と広く認識されている（Murphy, 2002 b）。90年代より米国開発庁（USAID）は、この地域の元MNLF、MILF兵士を主な対象に、経済的自立を目的とした支援を行っているが（後述）、このグループを構成する（していた）メンバーへ対話への参加の機会を提供することは、地域の安定に資すると考えられる。我が国として、米国の支援策と相乗効果が出るような協力ができるのではないかと。

いずれにせよ、単なる経済協力策のみでは、イスラム過激派勢力の封じ込めには限界がある。より大きな枠組みの中で、他の外交手段との有機的な組み合わせ（例えばパレスチナ和平プロセスの進展など）が不可欠である。また、イスラム過激勢力は世界的なネットワークを構築してお

り、彼らの活動は一国毎の対応では防ぎきれないため、他国との連携も併せて支援戦略に組み込まれることが必要である。

(参考) イスラム勢力への対応策：事例

(a) サダム・フセインの「アメ」と「ムチ」

イラクのサダム・フセイン大統領は、国内の反体制勢力であるシーア派に対し、弾圧と懐柔策を巧みに使い、その政治的主張を沈黙させた。彼はシーア派の指導者の逮捕、反体制組織の取締りを徹底し壊滅に追い込んだ。他方、国民議会の議席の40%をシーア派に割り当て、シーア派聖人を英雄として遇し、またさらにシーア派の祭日を国家的休日にするなどの懐柔策を行った。経済面においても、ナジャフなどシーア派の聖地に対する予算の割当てを増額しインフラ整備を行うとともに、シーア派の聖廟の修復工事も行っている(宮田,2000:86-7)。

これと同様の政策はサウジアラビアでも採られている。サウジ政府はシーア派系住民に対し、経済や教育機会の改善、学校、病院、道路の建設など、シーア派地域の社会基盤の整備を行っている。また政府は、シーア派の宗教指導者たちとの協力を図り、諮問評議会のメンバーにシーア派住民を加えるなどの懐柔政策を行った(宮田,前掲:78-9)。

(b) 米国の対フィリピン・ミンダナオ、インドネシア向け援助

MNLFとの和平合意の成立をうけ、フィリピン国内の地域格差を是正する必要性が我が国のフィリピン向け援助方針でも指摘されている(外務省、2002)。1997年より、USAIDはOTI(Office of Transition Initiatives)を通じて、ミンダナオ地区の投資活性化及び元MNLF兵士のコミュニティ復帰策を行ってきた。1999年3月までの第1フェーズでは、203.3万ドルの予算を投入し、4,000人の元兵士とその家族に農業・畜産分野及び語学教育支援を行った。続いて2001年3月までの第2フェーズ(予算153.3万ドル)では、元兵士の帰還した村落の生産性を上げ自活を達成させる目的で、9,000人の元兵士と14.4千人の家族を対象に、脱穀機など収穫後の設備を整えた(USAID,2000a)。

インドネシアに対して米国は、アジア財団、フォード財団を通じて、穏健でナショナリスト的なイスラム勢力によるNGOの活動(出版物の発行、地方でのセミナーなど)への資金提供を行っている(見市,2002)。USAIDとしては、1998年8月より、次の五分野への支援を行っている：1999年6月の総選挙、市民社会組織のキャパシティ・ビルディング、メディアでの政治的議論活性化、政府の透明性と説明責任、市民-軍の関係改善(USAID,2000b)。主な活動は、
・ 分野では、マスメディアや市民集会でのキャンペーンで、投票の重要性、選挙の争点、平和と忍耐を広報した。
・ 分野では、政府の監視組織や地方議会への支援を行い、
・ 分野では、

インドネシア政府による、民主社会における軍の役割についての評価プロジェクトを支援している。特にこの中では、長年にわたる人権侵害に起因する軍への不信感をいかに克服するかに焦点をおいている。

また特に国内紛争への対応として、以下の5点の支援を行っている。

上記1999年総選挙の前に、スマトラ北部のイスラム、キリスト教団体の半暴力キャンペーンへの支援

アチェにおいて、2週間ごとにインドネシア政府とFree Aceh Movement間の停戦状況についてのラジオ放送をスポンサー

情報の行き届きにくいポソ・パル地域（主にキリスト系住民が居住）の独立系ラジオ局への支援

モルッカでのイスラムとキリスト系住民の紛争に対してのメディアキャンペーン

西ティモールで、地元住民と東ティモールからの難民の間の緊張を緩和するためのプログラムへの支援

(c) ムスリムの地位向上としてのマレーシアの新経済政策

マレーシア政府は、1969年5月の総選挙後にクアラルンプールで発生した暴動（5.13事件）を契機として、1971年から1990年にかけて、マレー人（つまりイスラム教徒）の経済的、社会的地位の向上を目的とした新経済政策（NEP：New Economic Policy）を実施した。これは该国全体の貧困を撲滅することを意図したものであるが、同時にマレーシア社会の再編成もその目的とされた（日本国際フォーラム, 1997：48-50）。後者について、具体的には以下の目標を掲げ、公営企業の設立、許認可を通じ政府化積極系に市場に介入した。

あらゆる産業、業種における雇用構成比率に、マレーシア社会全体の種族別人口構成を反映させる。

该国全体の株式資本の所有比率を、ブミプトラ30%、それ以外のマレーシア人40%、外国資本30%とする。

ブミプトラ商工業コミュニティ育成のために、ブミプトラ系の企業家経営者が商工業部門で少なくとも30%の活動を有する。

農村部に成長の核となる新成長センターを育成し、均衡の取れた成長を推し進める。

NEPの成果はどうであったか。多様な評価はあるが、マレー人社会にある一定の教育水準の向上、就業構造の変化、経済的地位の向上をもたらしたことはいえそうである。マレーシア工業

開発庁の統計では、マレー人が所有する資本は1970年には全体の19%に過ぎなかったが、1990年には20.3%に改善された。また実際の経済活動においても、1992年末には製造業部門の払込資本の約32%をプミボトラが担っている（同時期の華人系は14.2%、外国資本は41.7%）。

(d) NGOのムスリム教育支援（タンザニア、パキスタン）

スイスに本拠を置く「アガ・カーン財団（Aga Khan Foundaiton）」は、主にイスラム教徒のコミュニティがあるタンザニアのザンジバル、パキスタンのシンド地区にて、初等教育プロジェクトを実施している。これは地元のコミュニティの経営による学校の設立を支援するもので、児童の半数は女子、地元の女性が教師となるためのトレーニング、女性が学校の運営を担うことを要点として掲げている（World Bank, 2000）。このプロジェクトでは、まず地元との信頼関係とパートナーシップを築き、地元民のリーダーシップや教育に対する認識を高めるためのトレーニングを行い、また安価な教材を開発することをそのアプローチの基本方針としている。（詳細については、World Bank, 前掲を参照）

(e) シンガポールの対ムスリム政策

多民族国家のシンガポールでは、人口の約14%をムスリムが占めるが、教育・所得水準、経済的地位は概して華人よりも劣位にある（日本国際フォーラム, 1998 : 3-4）。これに対しシンガポール政府は、イスラム法行政法とその運用を整備、イスラムと福祉・教育の一体化を通じて、マレー/イスラム民間団体への支援を行った。

では、1966年にイスラム法行政法を制定し、イスラム宗教評議会の設置とその権限、シャーリア（イスラム法）裁判所の設置、寄進・宗教税の管理・分配・運用規定、モスクと宗教学校の設立と運営、ムスリムの結婚登録遺産相続について定めた^(注12)。これにより、ムスリムのシンガポール社会における一定の地位が担保されることになった。

では、民間の宗教団体や各コミュニティの社会団体の福祉・教育活動を支援し、これに依存する姿勢を強めた。具体的には、民間団体がある事業のために集めた資金と同額を、別途政府から援助するという形を取った。また政府所有の不動産を低価格あるいは無償で提供した。

これは1990年代のポスト工業化の波に遅れたムスリムについて、宗教問題に介入せず、また特定の民族に優遇措置を施さない原則を維持しつつ、かつ財政的、政治的コストの制約の中できめ細かい対応を実現しようという意図による。またイスラム原理主義運動への対応という側面では、イスラム団体を福祉目的の団体として支援し、彼らに福祉的な使命感を植え付けることにより、一部で強まる傾向にあったイスラム復興運動から関心を遠ざけようとする狙いもあった。

については、上記の民間団体支援策によってマレー/イスラム団体は活動を活性化させ、宗教色の強かった団体は福祉・教育分野へ、従来その分野が中心だった団体は経済分野などへ活

動範囲を上げた。前者では、専門職に就くためのトレーニング、コンピュータ研修、核家族化・麻薬・少年犯罪への対応、コミュニティ開発に関する研究などがそれに含まれ、後者では信託投資、無利子カウンターを導入が試行されている。

- 注 -

1. 人口移動が引き起こす社会的緊張は、フィリピン政府がミンダナオ地域を「約束の地」と称揚し入植政策を1913年に開始したことが例として挙げられる。これは政府による小作人や土地無し労働者のために公共の土地を確保・分配するとともに、南部地域を統合する政策の一環である。入植や農園開発に伴う島外からの移民流入により、ミンダナオ島の人口は1903年の67万人から1948年には294万人に達し、1939-48年の人口の伸び率は全国平均2.9%に対し、ミンダナオ島では5.2%という高さであった。これによって、例えばコタバト州では、入植前は全人口の64%を占めたムスリムが、1948年には35.3%まで低下した。この大量の人口流入に伴い、土地所有概念の違いを背景とした土地をめぐる紛争が、ムスリムを含む先住民と農園主・新規移住者との間で発生した。さらに政府の入植事業が本格化し、キリスト教徒が大量に流入する1950年代以降、このような対立は一層深刻になった（青山,1997）。
2. 米歴史家ジョン・ダワー（Dower,1987）は、イスラム原理主義者たちが「西洋の墮落」を非難するのを、第二次大戦中の日本国内で見られた反欧米プロパガンダにたとえている。これは日本の戦時中の漫画などで贅沢、利己心、享楽、自由主義、唯物的、拝金主義、個人主義といった欧米の「頹廢的な」態度を戒めているものを指す。イスラム過激派勢力が「アラブの土地を解放する」と語る時、このレトリックは、日本がアジアを欧米の植民地から開放するというプロパガンダ及び「汎アジア主義」と共通するものがあるとする。他方、9.11以降のアメリカ国内の愛国主義の高まりは、日本の戦時中の超国家主義を思い起こさせる。
3. 東南アジアの国家の形成過程については、白石（2000）を参照されたい。
4. 中田（2002：159-60）は、イスラム主義の発生は、貧困や若者の失業の増加などの経済的理由とは無関係であるとしている。例えばイスラム主義が最も実践されているのは、豊かなサウディアラビアである。最近の選挙では、クウェートでイスラム派が約半数を占めた一方、最貧国のひとつであるイエメンでは、議席の四分の一を占めるに過ぎない。またGDPが年間600ドル強のエジプトと2,000ドルのアルジェリアでは政府とイスラム武闘派の闘争が激化した。この二国より低いGDPのスーダン、モーリタニア、イエメン、また二国の間に位置するモロッコ、シリア、チュニジア、ジョルダンでは同様な現象が起きていない。つまりイスラム主義と経済的貧困は相関していないことを指摘している。

5. 紛争予防の方策の一つとして、上記の要因をモニタリング・分析する早期警報が挙げられる。具体的な対象には、軍事費、権力の分配、人権の状況、民族間の暴力行為、人口移動、社会経済的不平等、基礎サービスの機能とそれへのアクセス、メディアの自由と多様性、過激グループへの支援が含まれる。しかし現実にはこれらの要因の分析能力や枠組みが整備されておらず、事前に紛争の可能性を注意喚起することは困難である。また、紛争が差し迫った状況では、これを抑えるための早期の行動を取ることが難しく、あるいは政治的意志が欠如している場合もある（JICA, 2001 a）。特に後者については、国際社会が国内問題に介入する妥当性も今後議論される必要がある。
6. 先のOECDガイドラインは、ガバナンスを、経済社会開発の文脈で、社会の諸資源を管理活用するうえで、当該社会における政治的権威の行使や制御に関わるもの、と定義している。その構成要素として、法の支配、公共部門のマネージメント、汚職の防止、軍事費の削減を挙げている。
7. これはある意味で新たな問題を提起している。調査対象国を含む東アジア諸国のいくつかは、国家としての義務を果たさず、国内の不当な分配、汚職、独裁体制を維持しつつ、つまりガバナンスの問題を抱えていながら、少なくとも1997年秋までは目覚ましい経済発展を遂げたということである。つまり、(マクロベースの)経済発展にとって良い統治(グッド・ガバナンス)は必要条件とは限らないということになる。そして今日、世界銀行、国際機関などをはじめとする国際社会は、貧困と紛争で疲弊するサハラ以南アフリカ諸国に、「グッド・ガバナンスは経済発展の前提である」として、政府の透明性、汚職の撲滅、民主化、複数政党制、司法の独立などを推進するように主張している。果たしてこれは正しいことなのか、再度これを検討する必要があるのではないか。この点については本稿の範囲を超えており、別の機会に譲りたい。
8. 地方分権によって、予算と権限を地方へ移すという方策もガバナンス改革の一つとして考えられる。しかし地方政府の能力の問題、あるいは地方こそ地元有力者による恣意的なフォーマル・インフォーマルの統治が行われているという指摘があり、必ずしも地方分権さえすれば問題が解決されるわけではない（木村, 1998 ; Kimura, 2001）。
9. 例えばインドネシアでは、かねてより計画されている9年間の義務教育を実施できない状況にある。小・中学校の就学生徒数は、1994年の3,644万人（小学生2,946万人、中学生698万人）から1997年には3,900万人に増加した。ところが金融危機翌年の1998年には3,864万人に減少した。また就学率も1990年（小学校92.3%、中学校39.2%）から1997年（小学校95%、中学校56.0%）には順調に伸びていたが、1998年にはそれぞれ93.7%、53%に減少した（Dursin, 2001）
10. 我が国のNGOについては、一般論として、必ずしも担当するプロジェクトに適した能力を

備えているものばかりではない。資金の不足は常に指摘されるが、その他語学力、コミュニケーションスキル、現地の政治・経済・社会・文化・歴史に対する知識、現地での活動戦略やネットワーク構築スキルなど、現地で有効な活動を行うに必要な点が欠落し、単に現場へ行っただけ、あるいは単に現地をかき回すことに終始するなど、問題なしとしない。ではどうすればよいか？優秀な人材をこのセクターに取り入れるためには、それなりの保証（メンバー個人の収入、NGO活動が評価され次へのステップ - 例えば在外公館の専門調査員、JICA職員・専門家など - への機会となるなど）が担保される必要がある。この問題が解消されない限り、日本のNGOは開発援助の有効な担い手にはなれない。ODAの対象として10-15%の間接費が認められるようになったことは大いに評価できるが、この点は我が国の援助体制の拡充を図るためにも、長期的な観点で検討する必要がある。

11. そのような情報は、外交機密事項の基準にもよるが、どの程度他ドナーと共有できるか事前に詰める必要があるが。

12. イスラム評議会の機能は、モスクの建設と管理、宗教税の徴収、メッカ巡礼業務の管理、寄進された資産の管理・運用、宗教学校運営への協力、イスラム関連行事の主催及び布教活動と幅広い。近年、ムスリムコミュニティを代表して政府に働きかけ、資金や制度面で援助を引き出すという仲介としての役割が強まっている（日本国際フォーラム, 1998 : 3）。

- 参考文献 -

Chomsky, N., 9.11, 2001, Seven Stories Press. (邦訳『9.11』、2001、文藝春秋)

Dower, W.J., War Without Mercy, 1987, Pantheon.

Dursin, K., 'Economic Crisis Keeps Children Out of School in Indonesia', 2001, www.unesco.org/education/efa/known_sharing/grassroots_stories/indonesia.shtml, (2002年3月20日).

Esposito, J.L., The Islamic Threat - Myth or Reality?, 3rd ed, 1999, Oxford University Press.

Goldberg, K., "Islam 'hijacked' by terror", BBC News Online, 11 October, 2001, news.bbc.co.uk/english/world/americas/. (2002年2月24日)

Kimura, H., "The Capacity Building for Democratic Local Governance," in Kimura H. (ed)., Local government Capacity Building and Poverty Alleviation Policies within the framework of Decentralization: The Case of the Philippines and Indonesia, Graduate

- School of International Development, University of Nagoya, 2001.
- Murphy, D., 'Militant preacher a focus for Asian terror hunt', Christian Science Monitor, January 30. 2002a, www.csmonitor.com/2002/0130/p01s01-woap.html (2002年1月31日)
- Murphy, D., 'US troops rile Filipino separatists', Christian Science Monitor, February 20. 2002b, www.csmonitor.com/2002/0020/p06s01-woap.htm (2002年2月21日)
- OECD, (Organisation for Economic Cooperation and Development), The DAC Guidelines: Helping Prevent Violent Conflict, OECD, 2001.
- Subianto, L.H., Author's interview, 20 March, 2002, Centre for Strategic and International Studies, Jakarta.
- USAID, (The United States Agency for International Development), 'OTI Program Summary: November 2000: Philippines', www.usaid.gov/hum_response/oti/country/philip/phl2000.html, 2000a, (2002年2月24日).
- USAID, 'OTI Program Summary: November 2000: Indonesia', www.usaid.gov/hum_response/oti/country/indones/indo2000.html, 2000b, (2002年2月24日).
- World Bank, 'Role of the Private Sector: How it influences public Policy - The Aga Khan Foundation, Nurturing Innovations and Seeking Sustainability in ECD: Lessons from East Africa and South Asia', www.worldbank.org/children/conf-docs/akf-casestudy1.htm, 2000, (2002年3月14日).
- 青山和佳、『ミンダナオの経済開発とムスリム - ムスリム・コミュニティ調査にむけて - 』、1997、富士ゼロックス小林節太郎記念基金。
- 岡本幸治、「九・一一のアジアへの衝撃」、『問題と研究』、第31巻、5号、2002、21-32頁。
- 外務省、「紛争と開発に関する日本からの行動：アクション・フロム・ジャパン - 開発分野における紛争予防の強化のための日本協力 - 」、www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/prev/action_fj.html, 2000、(2002年3月30日)。
- 外務省、『我が国の政府開発援助』、2000年度版、2001、国際協力推進協会。
- 外務省、「フィリピン：国別援助方針」、www/mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/seisaku_3/, 2002 a、(2002年3月30日)。
- 外務省、「インドネシア：国別援助方針」、www/mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/seisaku_3/, 2002 b、(2002年3月30日)。
- 木村宏恒、「カラバルゾン開発における国家の役割」、『フィリピン 開発・国家・NGO - カラバルゾン地域総合開発計画をめぐって』、1998、三一書房。
- 国際協力事業団 (JICA)、『事業戦略調査研究：平和構築 - 人間の安全保障の確保に向けて - 報告書 Executive Summay』、2001 a、国際協力総合研修所。

国際協力事業団、『事業戦略調査研究：平和構築 - 人間の安全保障の確保に向けて - 報告書、第一部本編』、2001 b、国際協力総合研修所。

国際協力事業団、『事業戦略調査研究：平和構築 - 人間の安全保障の確保に向けて - 報告書 Appendix』、2001 c、国際協力総合研修所。

国際協力事業団、『事業戦略調査研究：平和構築 - 人間の安全保障の確保に向けて - 報告書、第二部 JICA平和構築ガイドライン案』、2001 d、国際協力総合研修所。

後藤明、「総論」、『インドネシア・マレーシアにおけるムスリム・アイデンティティーと中東地域との人的・経済的関係に関する調査研究』、後藤明（編）、1998、産業研究所、1-14頁。

重富真一、「総論：テロ事件・アフガニスタン空爆とアジアの反応」、『アジアは同時テロ・戦争をどう見たか - 19ヶ国の新聞論調から』、重富真一、中川雅彦、松井和久（編）、2002、明石書店。

白石隆、『海の帝国 - アジアをどう考えるか』、2000、中公新書。

高橋一生、「平和構築論の新段階」、『IDCJ Forum』、第21号、2001 a、11-19頁。

高橋一生、「紛争予防と開発協力」、『国際問題』2001年9月、498号、2001 b、44-56頁。

中田考、『ビンラディンの論理』、2002、小学館文庫。

日本国際フォーラム、『ASEAN諸国におけるイスラムの政治、経済への影響：日本の対ASEAN理解の促進』、1997、財団法人日本国際フォーラム。

日本国際フォーラム、『ASEAN諸国におけるイスラムの政治、経済への影響：日本の対ASEAN理解の促進（第2年度）』、1998、財団法人日本国際フォーラム。

畑中美樹、「宗教と開発協力 - イスラーム諸国を例として」、『国際問題』、2001年9月、498号、2-12頁。

松本弘、著者インタビュー、2002年2月25日、日本国際問題研究所。

見市建、「数千人規模の反米デモが起きた背景」、『外交フォーラム』、2002年2月、都市出版。

宮田律、『イスラムでニュースを読む』、2000、自由国民社。

付表1 . 9.11同時多発テロ関連の主なできごと（2001年9月～2002年2月）

| (月/日) | 事 項 |
|-------|--|
| 09/05 | フィリピン政府、停戦合意したモロ・イスラム戦線がミンダナオ島で軍を攻撃と発表。 |
| 09/09 | 北部同盟の最高実力者マスード元国防省が爆弾テロにより死亡。 |
| 09/11 | ニューヨーク世界貿易センタービル、ワシントン国防総省に航空機が激突、ピッツバーグ近郊で旅客機墜落。ブッシュ大統領が「テロとの戦い」に勝ち抜くと宣言。 |
| 09/12 | 国連安保理、国際の平和及び安全に対する脅威と認める旨の安保理決議第1368採択。 |
| 09/13 | パウエル国務長官、オサマ・ビン・ラディンが容疑者と断定。 |
| 09/17 | パキスタン軍統合情報部マフムード長官、カンダハルでタリバンとビン・ラディン引渡し問題を交渉、不調に終わる。ブッシュ大統領、「ビン・ラディンを生死に関わらず捕らえたい」発言。 |
| 09/18 | 国連安保理、タリバンに対しビン・ラディンの即時無条件引渡し、すべてのテロリスト訓練施設の閉鎖を求める声明。 |
| 09/19 | G8首脳声明、テロ防止関連条約の可及的速やかな実施等を全ての国に要請。日本政府、対米支援のための七項目緊急経済支援表明。 |
| 09/20 | ブッシュ大統領議会演説、タリバンに対しビン・ラディンらアル・カイダの指導者引渡しを要求。「アメリカに味方するか、テロリストに味方するか」発言。EU、「EUの結論と行動計画」発表、アメリカの軍事行動を是認。 |
| 09/21 | タリバン政権駐パキスタン大使、ビン・ラディン関与の証拠が無い限り引渡しを拒否する立場を確認。日本政府、パキスタン向け緊急経済支援として、47億円の財政支援及び難民支援、公的債務繰り延べ、国際金融機関を通じた支援を決定。 |
| 09/22 | 米国、対インド・パキスタン経済制裁を解除。アラブ首長国連邦、タリバンとの外交関係断絶。 |
| 09/24 | ロシアプーチン大統領声明、人道物資輸送のための領空通過を認める。（カザフスタン、ウズベキスタンアルメニアも同調。ウクライナは米軍輸送機の領空通過許可と空軍基地提供を表明。）また北部同盟に対する協力拡大を表明。韓国政府、医療部隊派遣、非戦闘員による軍需支援等を発表。 |
| 09/25 | サウジアラビア、タリバン政権との外交関係断絶。 |
| 09/28 | 国連安保理、テロ資金供与防止・資産凍結等に関する決議（安保理決議第1373）採択。日本政府、NGO「ジャパン・プラットフォーム」への拠出金について、アフガン難民支援活動資金としての利用を認可。ジャカルタでイスラム教徒3,000人が反米デモ。マニラの米大使館で抗議デモ。 |
| 10/01 | 米国、アル・カイダ所有の銀行口座凍結を発表。インド北部スリナガルで武装集団が州議会襲撃、38人が死亡。 |
| 10/02 | NATO、集団的自衛権を定めた北大西洋条約第5条を初めて発動。経営危機のスイス航空、再建を断念、全便運行停止。 |
| 10/03 | アナン国連事務総長、アフガニスタン担当事務総長特別代表にブラヒミ元アルジェリア外相を任命。 |
| 10/05 | メガワティ大統領、対米聖戦への呼びかけをするイスラム急進派の動きを警戒し、高まりつつある狂信的思想が国の統合を脅かすと警告。 |
| 10/07 | 米国、英国によるアフガニスタン空爆開始。フィリピン軍、バシラン島イザベラのアブ・サヤフへの空爆実施。 |

| | |
|-------|--|
| 10/08 | タリバン政権、徹底抗戦とビン・ラディン引渡し拒否を決定。 |
| 10/09 | 日本政府、生活関連物資（テント、毛布等）を提供、自衛隊輸送機によるパキスタンまでの輸送、UNHCRに引き渡す。インドネシア、マカッサルの日本領事館前で学生約100人が抗議デモ。 |
| 10/10 | シンガポール貿易産業相ジョージ・ヨー、「ビン・ラディンとテロとの戦いであり、イスラムとの戦争ではない」と強調、国民にテロ集団の「罠」に陥らないように注意を喚起。 |
| 10/14 | メガワティ大統領、米国のアフガン空爆に反対表明。ゴーン・チョクトン首相、中東のテロ組織が同国のイスラム教徒をリクルートする試みがあると指摘。 |
| 10/15 | インド・パキスタン両国がカシミールの実効支配線を挟み7月以来の本格的砲撃戦を展開。 |
| 10/20 | 米軍アフガニスタン南部に潜入、地上戦を展開。 |
| 10/21 | ブッシュ大統領、プーチン大統領会談（上海）、反テロ共同声明を発表。 |
| 10/28 | パキスタンで、武装グループがキリスト教会を襲撃、16人を射殺。 |
| 10/30 | 日本政府、UNHCRに330万ドル拠出（緊急無償資金協力）を決定・実施。 |
| 11/03 | ビン・ラディンのビデオがカタル衛生テレビを通じ放送、米国のアフガン攻撃はキリスト教国によるイスラム教に対する十字軍戦争とし、世界のイスラム教徒に信仰の防衛を呼びかける。 |
| 11/09 | 北部同盟がアフガニスタン北部のマザリシャリフを制圧。 |
| 11/10 | ブッシュ大統領、ニューヨークでムシャラフ大統領と会談、パキスタンへの10億ドル超の経済支援を発表。 |
| 11/11 | インドネシア、イリアンジャヤ州独立派組織「パプア評議会」エルアイ議長誘拐され他殺体で発見。 |
| 11/13 | 北部同盟、カブール制圧。 |
| 11/14 | 国連安保理、アフガニスタン治安維持のための多国籍軍派遣を決定。チェイニー米副大統領、タリバン勢力の崩壊を言明。 |
| 11/15 | フィリピン軍、アブ・サヤフの人質7人を救出。 |
| 11/16 | 日本、世界食糧計画、赤十字国際委員会、国連児童基金、国際移住機関に、合計3,685万ドルの拠出決定。またパキスタンに追加支援（財政支援、債務救済など）決定。また、テロ特措法に基づいた基本計画を閣議決定。 |
| 11/17 | フィリピンミンダナオ島で、政府軍と共産党軍事部門「新人民軍」交戦。 |
| 11/19 | パウエル国務長官、ブッシュ政権の中東和平への関与強化を表明。フィリピン、モロ民族解放戦線の部隊がホロ島の軍司令部を攻撃。 |
| 11/20 | 中谷防衛庁長官、自衛隊派遣の実施要綱を首相の了解を得て決定。海上、航空自衛隊に派遣命令。 |
| 11/24 | マレーシア警察、フィリピンのモロ民族解放戦線のミスアリ名誉議長と同行の支持者を不法入国の疑いで逮捕。 |
| 11/26 | アフガン北部クンドゥズを北部同盟が制圧、タリバン支配地域はカンダハル周辺のみに。 |
| 11/27 | 国連ブラヒミ・アフガニスタン担当事務総長特別代表を中心に、ボンでアフガン各派の代表者による会議が開催。（12/5、暫定政権の樹立などについて各派が合意。）日本政府のテロ対策支援法案、衆議院で可決（11/30参議院で可決）。モロ民族解放戦線の部隊が住民を人質に拠点から逃走。 |

| | |
|-------|--|
| 11/28 | インドネシア、スハルト元大統領三男フトモ・マンダラ・プトラ（通称トミー）を逮捕、最高裁判事殺害の疑い。 |
| 11/30 | 米国、フィリピンのアブ・サヤフ掃討作戦支援のために、C130輸送機をフィリピンに引渡す。 |
| 12/02 | 海上自衛隊補給艦、アラビア海で活動開始。 |
| 12/07 | タリバンがカンダハルを明渡し全面投降。 |
| 12/11 | ブッシュ大統領演説、対テロ戦争の最重要課題が「ならず者国家」による大量破壊兵器の拡散防止に移ると。 |
| 12/13 | 米政府がビン・ラディンのビデオテープを公開、9.11同時多発テロを事前に知っていたことを示す証拠として。インドの国会議事堂でカシミールのイスラム過激組織が治安部隊と銃撃戦。 |
| 12/19 | パタキNY州知事、世界貿易センタービル崩壊現場の鎮火を発表。 |
| 12/22 | アフガニスタン暫定行政機構が発足。カルザイ氏が議長に就任。 |
| 12/25 | パキスタンが、印パ関係改善を目的に、イスラム過激組織指導者マウラナ・アズハルを拘束。 |
| 12/26 | 米務省、パキスタンのイスラム過激組織「ラシュカレイトバ」と「ジェイシモハメド」をテロ組織に指定。 |
| 01/02 | 国際治安支援部隊（ISAF）先遣隊がカブール入り。 |
| 01/05 | 南アジア地域協力連合首脳会議で、パジパイ首相とムシャラフ大統領が握手、カシミール問題で緊張緩和に取り組む姿勢。シンガポールにて、爆破計画を含むテロ関連活動に従事した疑いで15人が逮捕、うち数名がアル・カイダキャンプで訓練を受けていたことが判明。 |
| 01/08 | 米政府、「テロとの戦い」の次の場として、ソマリア、イエメン、インドネシア、フィリピンを挙げる。 |
| 01/10 | 米特殊部隊がフィリピンのテロ組織掃討支援のために派遣されたことが判明。 |
| 01/11 | シンガポール内務省、前月摘発のイスラム地下組織による米大使館等の攻撃計画を公表。 |
| 01/12 | ムシャラフ大統領演説、イスラム過激派5組織の活動停止を発表。マハティール首相、2年前のケダ州の政治家暗殺、警察署襲撃はビン・ラディンに関係のあるイスラム過激派によるテロと断定。 |
| 01/15 | インドネシア国家情報庁長官ヘンドロプリオノ、テログループはインドネシアの諸島に基地を設ける可能性を示唆するが、米国の介入については否定的な見解。 |
| 01/19 | マレーシア副首相、クアラルンプールでアル・カイダのネットワークにつながりのあるイスラム過激派集団の7名を拘束したと発表。 |
| 01/21 | 東京にてアフガニスタン復興支援会議開催。 |
| 01/23 | クアラルンプールで、先に逮捕された40名のうち22人が「ジャマ・イスラミア」のメンバーと判明、このグループは前月シンガポールでその存在が明らかになった同名のグループと連携。 |
| 01/25 | インド軍、中距離弾道ミサイルの発射実験、パキスタンは対抗のためミサイル実験を行うことを示唆。 |
| 01/27 | ウォールストリート・ジャーナル米国人記者パキスタン内で誘拐される。 |

| | |
|-------|--|
| 01/28 | マレーシア、拘束中のヤジド・サファトが、ビン・ラディンとの関係が深く東南アジアでのネットワークを形成する「ジャミア・イスラミア」の重要メンバーと判明。 |
| 01/29 | ブッシュ大統領、「悪の枢軸」演説。 |
| 02/05 | メガワティ大統領、パプア州独立運動指導者エルアイ氏暗殺事件の中立的な調査委員会設置の大統領令。インドネシア最高検察庁、食糧調達庁流用事件で腐敗防止法違反、背任容疑でアクバル・タンジュン国会議長（ゴルカル党首）を聴取。 |
| 02/07 | 日本政府、アフガニスタンでの地雷撤去支援のための調査団派遣を3月中に派遣することを決定。カルザイ議長、パキスタン訪問、ムシャラフ大統領と会談し関係修復で一致。 |
| 02/10 | インドネシア情報庁、イスラム過激派「ジェマ・イスラミア」がシンガポール、マレーシア、インドネシアで、米国関連施設を狙った同時テロを前年12月に計画していたことを公表。 |
| 02/12 | インドネシア・マルク諸島で続くイスラム・キリスト教徒の抗争で、中央政府の仲介による和平協議実施、抗争停止などを内容とする「マルク協定」調印。 |
| 02/14 | 暫定政権アブドルラフマン航空相、カブール空港で殺害。 |
| 02/15 | 日本政府、タジキスタンと9.5億円無償援助実施の文書を交換。 |
| 02/17 | マザリシャリフ東方で、ドスダム暫定政権国防次官派とファヒム国防相派が衝突。 |
| 02/21 | アセアン非公式外相会議で、テロ対策について各国に特別機関を設置、各国間の協力をするなどなどで一致。 |
| 02/24 | カルザイ議長イラン訪問、ハタミ大統領と会談。暫定政権への支持と協力を確認。 |
| 02/25 | インドネシア最高検察庁、アクバル国会議長の事件に関連し、ハビビ元大統領を参考人として聴取。また同国主流イスラム指導者、国のイメージを回復するためにテロ組織に対し強く臨むべきとの声明。 |
| 02/27 | カルザイ議長インド訪問、バジパイ首相と会談。ISAFへのインド軍参加を歓迎する意向表明、インドも前向きな姿勢。アジア・オセアニア地域諸国の「人の密輸・不正取引および関連の国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議」ブルネイにて開幕。違法移民などの帰還促進、密航組織摘発などで各国間の協力表明。シンガポール、インドネシアが、「ジェマ・イスラミア」構成員の情報共有を含む両国間の協力を確認。 |

付表2 各国の政治、経済の状況と政府開発援助

| | インドネシア | マレーシア | パキスタン | フィリピン |
|------------|---|---|---|--|
| 人口 (千人) | 210,490 (2000年) | 22,000 (2000年) | 140,470 (2001年) | 7,6499 (2000年) |
| 人種(%) | 大半がマレー系, ジャワ・スンダ等27種 族,中国系約5-600万 | マレー系 (62.8), 中国 系(26.3),インド系 (7.5), その他 (3.5) | パンジャブ人, シンド 人, パターン人, パルー チ人 | マレー系が主,他に中 国系,スペイン系, 混血,少数民族等 |
| 言語 | インドネシア語,他ジャ ワ語,スンダ語等約300 以上の種族語 | マレー語(国語), 中国語,タミール語, 英語 | ウルドゥー語 (国語), 英語 (公用語) | フィリピノ語 (国語), 英語 |
| 宗教(%) | イスラム教 (87.1) キリスト教 (8.8) ヒンズ - 教(2.0) | イスラム教 (連邦宗 教), 仏教, 儒教, ヒン ドゥー教, キリスト教, 原住民信仰 | イスラム教(国教,97), ヒンドゥー教(1.5),キ リスト教(1.3),拝火教 徒 (0.2) | カトリック(83),その 他キリスト教(10), イ スラム (5) |
| 政体 | 共和制 (大統領責任内閣) | 立憲君主制 (議会制民主主義) | 連邦共和制 | 立憲共和制 |
| 元首 | メガワティ・スカルノ プトリ (Megawati Soeka, rno Putri) | サイド・シラジュディ ン (Tuanku Syed Sirajuddin) | パルベース・ムシャラ フ大統領 (Pervez Musharraf) | グロリア・マカパガル ・アロヨ (Gloria Macapagal Arroyo) |
| 議会 | 国権最高機関,国民協議 会(MPR),法律案審議・ 承認を行う国会(DPR) | 上・下二院制 | 二院制(現在解散中,国 家安全保障会議が最高 意思決定機関として99/ 10より機能) | 上・下二院制 |
| 略史 | 13世紀 アチェ地方に イスラム伝来 1512 ポルトガル、アン ボン占領 1602 オランダ,ジャワに 東インド会社設立 1942 日本軍の占領 1945 独立宣言,初代 大統領スカルノ 1965 「9月30日事件」 1968 スハルト正式に 第2代大統領就任 1998 ハビビ第3代 大統領就任 1999 ワヒッド第4代 大統領就任 2001 ワヒッド解任, | 1957 マラヤ連邦独立 1963 マレーシア成立 (シンガポール,サバ, サラワクを加える) 1965 シンガポールが 分離,独立 1981 マハティール首相 就任 1992 スルタンの免責 特権廃止 1998 アンワル副首相 兼蔵相解任 | 1947 英領インドより 独立 1948 第1次印パ戦争 1965 第2次印パ戦争 1971 第3次印パ戦争 1998 核実験実施 1999 無血クーデター, ムシャラフ全権掌 握,軍政発足 2001 ムシャラフ行政 長官,大統領就任 | 1521 マジェラン来 1571 スペイン統治 1898 米西戦争中アギ ナルド将軍独立 宣言,米西パリ講 話条約により米 統治開始 1935 独立準備政府 発足 1942 日本軍政開始 1946 独立 1965 マルコス大統領 就任(1972戒厳令) 1986 2月革命,アキノ 大統領就任,マル コス亡命 1992 ラモス大統領 |

| | | | | |
|--------------------|--|---|--|--|
| | メガワティ第5代 大統領就任 | | | 就任 1996 モロ民族解放 戦線と和平合意 1998 エストラダ 大統領就任 2001 アロヨ大統領就任 |
| 名目GDP (2000年) | US\$152,227百万 | US\$89,659百万 | US\$74,853百万 | US\$74,732百万 |
| GDP/人 (2000年) | US\$722 | US\$3,950 | US\$452 | US\$995 |
| GDP成長 (2000年) | 4.9% | 8.3% | 2.6% | 4.0% |
| インフレ (2000年) | 9.4% | 1.6% | 4.4% | 4.4% |
| 輸 出 (2000年) | US\$62,124百万 | US\$98,229百万 | US\$11,621百万 | US\$38,078百万 |
| 輸 入 (2000年) | US\$33,515百万 | US\$81,962百万 | US\$13,517百万 | US\$31,387百万 |
| 対外債務 (2000年) | US\$79,972百万 | US\$41,975百万 | US\$29,035百万 | US\$52,060百万 |
| 主要産業 | 鉱業(石油、LNG、 アルミ、錫) 農業(米、ゴム、 パ - ム油) 工業(木材製品、 セメント、肥料) | 製造業(電気機器) 農林業(天然ゴム、 パーム油、木材) 鉱業(錫、原油、LNG) | 農業、綿工業 | 農林水産業 |
| 主要貿易品 目 | <u>輸出</u> 石油・天然ガス、織 維、合板、履物、ゴム <u>輸入</u> 石油製品、機械、自動 車部品、鉄鋼板 | <u>輸出</u> 電気製品、原油、LNG、 パ - ム油、天然ゴム、 木材 <u>輸入</u> 製造機器、輸送機器、 食料品 | <u>輸出</u> 綿花関連製品、皮革製 品、合成繊維衣料品、 米 <u>輸入</u> 石油製品、機械類、化 学品、鉄鋼、食用油 | <u>輸出</u> 電子・電気機器、輸送 用機器等 <u>輸入</u> 通信・電気機器、電子 部品、発電用重電機器 |
| 主要貿易 相手国・ 地域 | <u>輸出</u> 米国、日本、シンガポ ール <u>輸入</u> 日本、米国、韓国 | <u>輸出</u> 米国、シンガポール、 日本 <u>輸入</u> 日本、米国、 シンガポール | <u>輸出</u> 米国、UAE、英国 香港、ドイツ <u>輸入</u> UAE、サウディ・アラビ ア、クウェイト、日本、 米国 | <u>輸出</u> 米国、日本 シンガポール <u>輸入</u> 日本、米国、 シンガポール |

| | | | | |
|-----------------------|---|---|---|---|
| <p>近年の主な 経済動向</p> | <p>99/5政府、民間銀行23 行の資本増強に充てる 国債103兆ルピア発行 99/6完成車の輸入関税 引下げなどの新自動車 政策発表 00/1 IMFとの趣意書に 調印、3年間で50億ドル の融資 00/10国会は株安を理由 にBCAなどの政府保有株 売却の延期を承認 00/10援助国会議(CGI) 総額48億ドル財政支援 を表明 01/1中銀、国内銀行の 非居住者向け融資、海 外銀行の口座へのルピ ア送金禁止 01/3米エクソンモービ ル治安悪化を理由にア チェの天然ガス採掘の 停止を発表 01/4政府は産業用燃料 価格を引き上げ 01/6政府、民生用燃料 価格を引き上げ 01/9 IMF理事会、イン ドネシアへの融資再開 を承認、前年から凍結 されていた4億ドル融資 が実施 01/11メガワティ大統領 と朱鎔基・中国首相、 経済関係の強化、中国 銀行の支店再開などで 合意 01/11インドネシア援助 国会議(CGI)、31億4,0 00万ドルの財政支援を</p> | <p>91/2マハティール首 相、2020年までに先進 国入りを目指す「ビジ ョン2020」発表 96年実質GDP成長率10.0 %を達成、87-96年の平 均成長率8.5% 97/7タイ・パーツ急落 に端を発したアジア通 貨・経済危機以降、マ レイシアの通貨、株価と もに下落、政府は10月 の98年予算、12月の包 括的経済対策で緊縮財 政を導入 98/1-3 98年第1四半期 の実質GDP成長率が13年 ぶりのマイナス成長(- 1.6%)、政府は財政出動 ・金融緩和の景気刺激 策に転換 98/4-6アジア通貨・経 済危機の影響により大 型インフラ・プロジェ クトの延期が相次いだ が、財政出動により99年 第2四半期以降工事が再 開 98/9外為取引規制強化 策および1ドル=3.8リン ギの固定相場制を導入 99/9短期資本の移動規 制を解除 99/10-12 GDP成長率は 第4四半期には前年同期 比10.8%増、通年成長率 は6.1% 00/3マ首相、労働集約 型から知識集約型への 経済構造の転換を目指</p> | <p>98 5月の核実験によ り、欧米の主要先進国 が経済制裁(日本も経 済援助停止)、デフォル トの危機に直面 98/末 IMF緊急支援パッ ケージにより当面の危 機は回避、しかし融資 条件である経済改革の 遅れから、再開された融 資が滞るなど、シャリフ 前政権時から厳しい経 済運営が続く 99/12ムシャラフ政権、 経済再生計画発表、自 立型経済の確立を目指 す 00/11 IMFからの短期 融資の再開が承認 01/1パリクラブ債務返 済繰延べに合意</p> | <p>97/7中央銀行によるペ ソ相場の変動幅制限拡 大の容認、ペソの対ド ル平均レート7月27.7 ペソ/\$ から翌年7月 41.78へ下落 98/3 36年間のIMF経済 監視国から卒業 00年実質GDP成長率政 府目標4.0%達成、製造 業の堅調な回復、通信 業が携帯電話やインタ ーネット利用者増によ り急成長、輸出も急増 (半導体などのエレクト ロニクス製品の輸出 が好調 01年FDI受入れ 31.3% 減、世界的なIT不況を 受け、エレクトロニク ス関連分野への投資61 %大幅減のため(該国の FDI受入れは97年をピ ークに減少を続ける) 01年実質GDP成長率政 府目標を上回る(農業 生産の好調、海外労働 者からの送金に支えら れた消費増)輸出は世 界的なIT不況の影響な どで3.2%減、サービ ス部門の成長が経済を 牽引した(特に携帯電 話など通信部門が好 調、小売業の対外開放 で外資の参入が目立つ 商業部門が堅調な成 長、輸出15.6%減(世 界的IT不況の影響)国 地域別では、第1位の米</p> |
|-----------------------|---|---|---|---|

| | | | | |
|--|--|--|---|---|
| | 表明 02/1政府燃料価格の引 上げを実施 02/1 IMF理事会3年間で 総額45億ドルの融資プ ログラムを1年間延長 (2003年末迄) | す「K-エコノミー(知 識集約型経済)」構想を 発表 | | 国向けが21.0%減 |
| 主要援助国 | 日本 オーストラリア オーストリア フランス 英国 | 日本 デンマーク ドイツ | 日本 英国 オランダ | 日本 ドイツ オーストラリア 米国 フランス |
| 日本の 援助実績 (百万ド ル、99年12 月末までの 累計) | 有償資金協力(支出総 額) 19,078.21 無償資金協力 1,234.68 技術協力 2,165.27 | 有償資金協力(支出総 額) 3,658.81 無償資金協力 77.04 技術協力 1,023.10 | 有償資金協力(支出総 額) 4,082.25 無償資金協力 1,057.60 技術協力 236.17 | 有償資金協力(支出総 額) 9,040.96 無償資金協力 1,791.88 技術協力 1,292.39 |

出所：World Development Indicators Database、ジェットロ海外情報ファイルデータベース、外務省、「我が国の政府開発援助（ODA白書）」